

農薬販売届（新規・変更・廃止）の手引き

1. 農薬販売届（新規）について

1. 提出書類

農薬を新たに販売する場合には、以下の書類の提出が必要となります。

＜農薬取締法第17条第1項＞

インターネットを利用して販売する場合など販売所で直接農薬を販売しない場合も届出が必要です。

提出書類	部数
農薬販売届（新規）：様式(1)	2部（正副1部ずつ）
農薬販売の事業内容書：様式(2)	1部
販売所所在地図：様式(3)	1部
本人確認書類（個人の場合）※1	1部
登記簿謄(抄)本又は 登記事項証明書（法人の場合）※2	1部

※1：マイナンバー（個人番号）カード、住民票、各種運転免許証など公共機関が発行する氏名・住所の記載がある書類の写し

※2：複写したものでも可

各種様式は下記HPに掲載

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/071400/nouyaku/d00207098.html>

2. 提出期限

販売開始の日まで

3. 提出先

当該販売所の所在地を管轄する振興局農業水産振興課

○振興局 管轄市町村一覧

振興局	管轄市町村
海草振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 県庁南別館 電話：073-441-3384	和歌山市、海南市、紀美野町
那賀振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 〒649-6223 岩出市高塚209 電話：0736-61-0025	紀の川市、岩出市

伊都振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 電話：0736-33-4930	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話：0737-64-1273	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
日高振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 電話：0738-24-2926	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町
西牟婁振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 電話：0739-26-7941	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町
東牟婁振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話：0735-21-9632	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

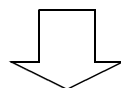
3. 届出を行う販売所が複数の場合について

届出を行う販売所が複数の場合には、振興局の管轄地域ごとに、一つの農薬販売届に複数の販売所について一括記載することも可能です。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

例)

届出を行う販売所	販売所の所在地	管轄振興局
ホームセンターワカヤマ 和歌山市店	和歌山市	海草振興局
ホームセンターワカヤマ 海南市店	海南市	
ホームセンターワカヤマ 紀の川市店	紀の川市	那賀振興局



提出書類	内容及び作成部数	提出先
農薬販売届	和歌山市店と海南市店をまとめて記載：2部（正副1部ずつ）	海草振興局
農薬販売の事業内容書	和歌山市店分：1部	

	海南市店分 : 1部	
販売所所在地図	和歌山市店分 : 1部 海南市店分 : 1部	
本人確認書類 (個人の場合) ※ 1	1部 (2店舗分は不要)	
登記簿謄(抄)本の写し又は登記事項証明書の写し (法人の場合) ※2	1部 (2店舗分は不要)	
農薬販売届	紀の川市店について記載 : 2部 (正副1部ずつ)	那賀振興局
農薬販売の事業内容書	紀の川市店分 : 1部	
販売所所在地図	紀の川市店分 : 1部	
本人確認書類※1 (個人の場合)	1部	
登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書 (法人の場合) ※2	1部	

※1 : マイナンバー (個人番号) カード、住民票、各種運転免許証など公共機関が発行する氏名・住所の記載がある書類の写し

※2 : 複写したものでも可

4. 提出が済んだら

後日、受付印を押印した副本をお送りしますので、大切に保管して下さい。

5. 記入例

6 ~ 9 ページ

6. その他

- ・ 販売所を増設した場合
- ・ 届出事項 (所在地、代表者、店舗名など) に変更が生じた場合
- ・ 販売業務を廃止する場合

には、その変更を生じた日から2週間以内に農薬販売届 変更届または廃止届を提出して頂く必要があります。

< 農薬取締法第17条第1項及び第2項 >

2. 農薬販売届（変更届・廃止届）について

1. 提出期限

届出の内容	提出期限
販売所の増設	増設の日から2週間以内
販売業務の廃止	販売業務廃止の日から2週間以内
届出事項*の変更	変更を生じた日から2週間以内

※：所在地、代表者、販売所の名称の変更等

2. 提出書類

(1) 変更届

提出書類	部数
農薬販売届（変更届・廃止届）：様式(4)	2部（正副1部ずつ）
農薬販売の事業内容書* ¹ ：様式(2)	1部
販売所所在地図* ² ：様式(3)	1部
本人確認書類（個人の場合）* ³	1部
登記簿謄(抄)本又は 登記事項証明書（法人の場合）* ⁴	1部

※1：前回提出頂いた「農薬販売の事業内容書」の記載内容に変更がある場合のみ提出

※2：所在地の変更の場合のみ提出

※3：マイナンバー（個人番号）カード、住民票、各種運転免許証など公共機関が発行する氏名・住所の記載がある書類の写し。前回提出頂いた氏名、住所に変更がある場合のみ提出

※4：「登記簿謄(抄)本」又は「登記事項証明書」の記載内容に変更がある場合のみ提出。複写したものでも可

(2) 廃止届

提出書類	部数
農薬販売届（変更届・廃止届）：様式(4)	2部（正副1部ずつ）

各種様式は下記HPに掲載

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/071400/nouyaku/d00207098.html>

3. 提出先

当該販売所の所在地を管轄する振興局農業水産振興課（1～2ページ）

4. 届出を行う販売所が複数の場合について

届出を行う販売所が複数の場合には、振興局の管轄地域ごとに、一つの農薬販売届に複数の販売所について一括記載することも可能です。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

（2～3ページ 参照）

5. 提出が済んだら

後日、受付印を押印した副本をお送りしますので、大切に保管して下さい。

6. 記入例

変更届：10～13ページ

廃止届：14～17ページ

様式(1) 記載例① (届出を行う販売所が1つの場合)

農薬販売届 (新規)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 和歌山 太郎

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地 (販売所の電話番号も記入する)

所 在 地 : 和歌山市〇〇-〇

店 舗 名 : ホームセンターワカヤマ 和歌山市店

電話番号 : 073-432-〇〇〇〇

2 卸売または小売業の別

小売業

備考 「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

様式(1) 記載例② (届出を行う販売所が複数の場合①)

農薬販売届 (新規)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 和歌山 太郎

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地 (販売所の電話番号も記入する)

(1) 所在地：和歌山市〇〇-〇

店 舗 名：ホームセンターワカヤマ 和歌山市店
電話番号：073-432-〇〇〇〇

(2) 所在地：海南市〇〇-〇

店 舗 名：ホームセンターワカヤマ 海南市店
電話番号：073-482-〇〇〇〇

2 卸売または小売業の別

(1) ホームセンターワカヤマ 和歌山市店：小売業

(2) ホームセンターワカヤマ 海南市店：小売業

1枚の農薬販売届に記載できる販売所は、1つの振興局管轄地域内(P1~2)のものに限ります。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

備考 「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

様式(1) 記載例③ (届出を行う販売所が複数の場合②)

農薬販売届 (新規)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 和歌山 太郎

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地 (販売所の電話番号も記入する)

別紙一覧表のとおり

2 卸売または小売業の別

別紙一覧表のとおり

備考 「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

別紙一覧表

No	店 舗 名	販売業務を行う 販売所の所在地	販売所の 電話番号	卸売または 小売業の別
1	ホームセンターワカヤマ 和歌山市店	和歌山市〇〇－〇	073-432-****	小売業
2	ホームセンターワカヤマ 海南市店	海南市〇〇－〇	073-482-****	小売業
3	ホームセンターワカヤマ 紀美野町店	海草郡紀美野町〇〇－〇	073-489-****	小売業

○「別紙一覧表」に記載できる販売所は、1つの振興局管轄地域内（P1～2）のものに限ります。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

○別紙一覧表は、農薬販売届とホッチキス等とじ合わせてください。

様式(4) 記載例①(変更届:届出を行う販売所が1つの場合)

農薬販売届(変更届・廃止届)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 紀州 一郎

農薬取締法第17条第1項および2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更する事項

- (1) 販売所の所在地の変更(販売所名も記入のこと)
(新)
(旧)
- (2) 代表者の変更
(新) 代表取締役 紀州 一郎
(旧) 代表取締役 和歌 太郎
- (3) その他販売届の中で変更のあるもの
(新) 名称: ホームセンターnewワカヤマ 和歌山市店
(旧) 名称: ホームセンターワカヤマ 和歌山市店

2 販売届が受理された年月日

ホームセンターワカヤマ 和歌山市店: 令和2年4月10日(受理番号: 海第〇〇号[※])

※前回の届出時にお返した副本に記載されている受理番号が分かれば記入下さい。

備考 1 (1)~(3)の項目は必要なものを記入すること。

「1(1) 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

様式(4) 記載例② (変更届：届出を行う販売所が複数の場合①)

農薬販売届 (変更届 ・ 廃止届)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 紀州 一郎

農薬取締法第17条第1項および2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更する事項

(1) 販売所の所在地の変更 (販売所名も記入のこと)

(2) 代表者の変更

(新) 代表取締役 紀州 一郎

(旧) 代表取締役 和歌 太郎

(3) その他販売届の中で変更のあるもの

① (新) 名称：ホームセンターnewワカヤマ 和歌山市店

(旧) 名称：ホームセンターワカヤマ 和歌山市店

② (新) 名称：ホームセンターnewワカヤマ 海南市店

(旧) 名称：ホームセンターワカヤマ 海南市店

1枚の農薬販売届に記載できる販売所は、1つの振興局管轄地域内(P1~2)のものに限ります。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

2 販売届が受理された年月日

①ホームセンターワカヤマ 和歌山市店：令和2年4月10日(受理番号：海第〇〇号※)

②ホームセンターワカヤマ 海南市店：令和2年4月11日(受理番号：海第△△号※)

※前回の届出時にお返した副本に記載されている受理番号が分かれば記入下さい。

備考 1 (1)~(3)の項目は必要なものを記入すること。

「1(1)販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

様式(4) 記載例③ (変更届：届出を行う販売所が複数の場合②)

農薬販売届 (変更届 ・ 廃止届)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 紀州 一郎

農薬取締法第17条第1項および2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更する事項

(1) 販売所の所在地の変更 (販売所名も記入のこと)

(2) 代表者の変更

別紙一覧表のとおり

(3) その他販売届の中で変更のあるもの

別紙一覧表のとおり

2 販売届が受理された年月日

別紙一覧表のとおり

備考 1 (1)～(3)の項目は必要なものを記入すること。

「1 (1) 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

別紙一覧表

No	変更する事項		販売届が受理された年月日	受理番号*
	(2)代表者の変更	(3)その他販売届の中で変更のあるもの		
1	(新)代表取締役 紀州 一郎 (旧)代表取締役 和歌 太郎	(新)名称：ホームセンターnewワカヤマ 和歌山市店 (旧)名称：ホームセンターワカヤマ 和歌山市店	令和2年4月10日	海第〇〇号
2		(新)名称：ニューホームセンターnewワカヤマ 海南市店 (旧)名称：ホームセンターワカヤマ 海南市店	令和2年4月11日	海第△△号
3		(新)名称：ニューホームセンターnewワカヤマ 紀美野町店 (旧)名称：ホームセンター ワカヤマ 紀美野町店	令和2年5月25日	海第△△号

※前回の届出時にお返した副本に記載されている受理番号が分かれば記入下さい。

○「別紙一覧表」に記載できる販売所は、1つの振興局管轄地域内（P1～2）のものに限ります。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

○別紙一覧表は、農薬販売届とホッチキス等とじ合わせてください。

様式(4) 記載例① (廃止届：届出を行う販売所が一店舗の場合)

農薬販売届 (変更届・廃止届)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 和歌山 太郎

農薬取締法第17条第1項および2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更する事項

- (1) 販売所の所在地の変更 (販売所名も記入のこと)
- (2) 代表者の変更
- (3) その他販売届の中で変更のあるもの

2 販売届が受理された年月日

ホームセンターワカヤマ 和歌山市店：令和2年4月10日(受理番号：海第〇〇号※)

※前回の届出時にお返した副本に記載されている受理番号が分かれば記入下さい。

備考 1 (1)～(3)の項目は必要なものを記入すること。

「1 (1) 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

様式(4) 記載例② (廃止届：届出を行う販売所が複数の場合①)

農薬販売届 (変更届・**廃止届**)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 和歌山 太郎

農薬取締法第17条第1項および2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更する事項

- (1) 販売所の所在地の変更 (販売所名も記入のこと)
- (2) 代表者の変更
- (3) その他販売届の中で変更のあるもの

1枚の農薬販売届に記載できる販売所は、1つの振興局管轄地域内(P1~2)のものに限ります。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

2 販売届が受理された年月日

- (1) ホームセンターワカヤマ 和歌山市店：令和2年4月10日(受理番号：海第〇〇号※)
- (2) ホームセンターワカヤマ 海南市店：令和2年4月11日(受理番号：海第△△号※)

※前回の届出時にお返した副本に記載されている受理番号が分かれば記入下さい。

備考 1 (1)~(3)の項目は必要なものを記入すること。

「1(1) 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

様式(4) 記載例⑥ (廃止届：届出を行う販売所が複数の場合②)

農薬販売届 (変更届・廃止届)

〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 和歌山県和歌山市小松原通〇-〇〇

氏 名 株式会社ワカヤマ
代表取締役 和歌山 太郎

農薬取締法第17条第1項および2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更する事項

- (1) 販売所の所在地の変更 (販売所名も記入のこと)
- (2) 代表者の変更
- (3) その他販売届の中で変更のあるもの

2 販売届が受理された年月日

別紙一覧表のとおり

備考 1 (1)～(3)の項目は必要なものを記入すること。

「1(1) 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

※届出済の証印を押しますので、右下に縦6cm以上、横10cm以上のスペースを確保して下さい。

別紙一覧表

No	店舗名	販売届が受理された年月日	受理番号*
1	ホームセンターワカヤマ 和歌山市店	令和2年4月10日	海第〇〇号
2	ホームセンターワカヤマ 海南市店	令和2年4月11日	海第△△号
3	ホームセンター ワカヤマ 紀美野町店	令和2年5月25日	海第△△号

※前回の届出時にお返した副本に記載されている受理番号が分かれば記入下さい。

○「別紙一覧表」に記載できる販売所は、1つの振興局管轄地域内（P1～2）のものに限ります。

※複数の振興局管轄地域に販売所がある場合には、振興局管轄地域ごとに農薬販売届を作成し、それぞれの振興局に提出して下さい。

○別紙一覧表は、農薬販売届とホッチキス等とじ合わせてください。